

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年12月17日（火）第576号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）（障害福祉課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（2件）（障害福祉課取扱い） 2
- 県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課取扱い） 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課取扱い） 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 3

公 告

- 一般競争入札公告（高校教育課取扱い） 4

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数（※）（選挙管理委員会取扱い） 7

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 8

告 示

鹿児島県告示第836号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年12月17日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
るびなす薬局	鹿児島市山下町12番1号－102号室	令和 6 年 3 月 1 日	精神通院医療
オリーブ薬局	曽於市末吉町上町四丁目2番地6－102号	令和 6 年 3 月 1 日	精神通院医療
くすの木薬局	肝属郡肝付町北方字吹廻583番地1	令和 6 年 3 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第837号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年12月17日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
合同会社リライブルナーシング	薩摩川内市永利町4134番地176	訪問看護ステーションワンオール	薩摩川内市隈之城町308番地3	令和6年3月1日	精神通院医療
株式会社N・フィールド	大阪市北区堂島浜一丁目4番4号アクア堂島東館	訪問看護ステーションデューン霧島	霧島市国分野口東9-38山翠ビル202号	令和6年3月1日	精神通院医療
株式会社えん	霧島市国分福島二丁目14-9	訪問看護ステーションゆい	霧島市国分福島二丁目14-9	令和6年3月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第838号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 6 年12月17日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
にしせんごく薬局	鹿児島市西千石町12-11-101	令和6年3月1日	精神通院医療
ゆうゆう薬局甲南店	鹿児島市上之園町20番27号1階	令和6年3月1日	精神通院医療
なごみ薬局	薩摩川内市平佐町4234-2	令和6年3月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第839号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和 6 年12月17日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療の種類
		変 更 前	変 更 後	
コスモス調剤薬局西谷山店 鹿児島市西谷山一丁目1番4号	名称	コスモス薬局西谷山店	コスモス調剤薬局西谷山店	精神通院医療

鹿児島県告示第840号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和 6 年12月17日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療の種類
			変 更 前	変 更 後	
株式会社友助会	訪問看護ステーション	事業所の所	鹿児島市永吉	鹿児島市永吉	精神通院医

日置市吹上町花熟里225 大福第6ビル1F	ンラボル 鹿児島市永吉二丁目 31-16	在地	二丁目35番29 号仮屋ハイツ 201号室	二丁目31-16	療
有限会社文月会 始良市加治木町木田2764 - 1	訪問看護ステーショ ンぷらす 始良市加治木町木田 1139番地	事業所の所 在地	始良市加治木 町木田2764番 1	始良市加治木 町木田1139番 地	精神通院医 療

鹿児島県告示第841号

土地改良事業農業競争力強化農地整備（経営体育成型）（区画整理）川南地区の工事は、令和6年1月15日に完了した。

令和6年12月17日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第842号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年12月17日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域 の 名 称	区 域
中 ノ 畑 地 区	次に掲げる標柱の1号から15号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と15号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱 標柱の所在地
1号	志布志市志布志町志布志字中ノ畑259番46
2号 3号 4号	志布志市志布志町志布志字中ノ畑268番2
5号	志布志市志布志町志布志字中ノ畑264番1
6号	志布志市志布志町志布志字中ノ畑264番2
7号	志布志市志布志町帖字古屋敷3524番4
8号 9号	志布志市志布志町帖字古屋敷3524番1
10号	志布志市志布志町帖字古屋敷3522番1
11号 14号	志布志市志布志町志布志字中ノ畑259番9
12号 13号	志布志市志布志町志布志字中ノ畑259番2
15号	志布志市志布志町志布志字中ノ畑259番5

始良・伊佐地域振興局告示第30号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和6年12月17日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
放課後等デイサービスとてと	始良市西餅田 188番地3	ファーストセレクト株式会社	始良市三拾町 1911番地6	井上 博明	令和6年 11月1日	保育所等 訪問支援

始良・伊佐地域振興局告示第31号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 6 年12月17日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
訪問介護事業所 えがお	始良市鍋倉1474 番地 1	合同会社えがお	始良市鍋倉1474 番地 1	松永 翼	令和 6 年 12 月 1 日	居宅介護 ・ 重度訪 問介護

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 6 年12月17日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
校務用パソコンの賃貸借 650台
- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和 7 年 2 月28日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
令和 7 年 3 月 1 日から令和12年 2 月28日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和 7 年 1 月 6 日午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1 の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和6年12月17日から同月24日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、資格審査には時間を要することから、受付期間中の申請であっても、入札までに審査が完了すると保証するものではないため、申請を行う際は、可能な限り早めに申請を行うこと。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県教育庁高校教育課学校教育ICT推進班

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

令和7年1月14日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年1月15日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎16階）学校施設課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ㄱ) 交付場所 (2)に同じ。

(ㄴ) 交付期限 令和6年12月26日午後5時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(ㄴ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入

札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県教育庁高校教育課学校教育 I C T 推進班
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-5588
ファックス番号 099-286-5678

13 その他

この調達には、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
PCs for School use,650models:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
28 February 2025
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 14 January 2025
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Upper Secondary School Education Division
Kagoshima Prefectural Educational Bureau
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-5588

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和 6 年11月 1 日鹿児島県選挙管理委員会告示第64号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和 6 年12月17日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第 1 項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金，使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数	26, 053
地方自治法第75条第 1 項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数	
地方自治法第76条第 1 項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	262, 830
地方自治法第80条第 1 項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数，その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区 148, 850
	鹿屋市・垂水市区 30, 525
	枕崎市区 5, 394
	阿久根市・出水郡区 7, 859
	出水市区 14, 103
	指宿市区 10, 530
	西之表市・熊毛郡区 10, 766
	薩摩川内市区 25, 188
	日置市区 12, 844
	曾於市区 9, 209
	霧島市・姶良郡区 36, 274
	いちき串木野市区 7, 343
	南さつま市区 8, 848
	志布志市・曾於郡区 11, 220
	奄美市区 12, 954
	南九州市区 8, 948
	伊佐市区 6, 557
	姶良市区 21, 328
	薩摩郡区 5, 315
	肝属郡区 9, 176
	大島郡区 15, 472
地方自治法第81条第 1 項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数と	262, 830

を合算して得た数	
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第134号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年12月17日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P この素晴らしい世界に祝福を！ V L T 1	豊丸産業株式会社	410735
回胴式遊技機	L スーパーブラックジャック S L D C	セブンリーグ株式会社	4S1230
回胴式遊技機	L / ていだどんどん / P A 5	株式会社パオン・ディー ーピー	430624
回胴式遊技機	L うしおととら混ぜるな危険 R T	株式会社大一商会	4S0659